

総発第396号
令和8年3月3日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 田中 斉 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和8年2月13日付け監発第98号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

〈農林水産課〉

注意事項

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書書式は引用条項を修正した新版が契約検査課掲示板に掲示されたが、修正前の書式で作成されている契約書があった。そのため、「談合等に係る契約解除」に関する引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【内容】

・令和7年度 酒田市有林管理業務委託（若宮町・緑ヶ丘・八間山）

■措置内容

契約事務の多い年度始めに、課内で契約検査課の通知を確認する。また、決裁の際には、係内で常に最新の契約条項と合致するかを確認する。

〈農政課〉

注意事項

【補助金等の支出】

○補助事業に係る実績報告書の確認が不十分なもの

酒田市鳥海南麓土壌改良支援事業費補助金交付要綱第4条では、堆肥等の導入による土壌改良事業に対する補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内で、予算の範囲内で市長が決定すると定められている。交付対象者であるA者は、対象経費として400,000円を申請し、令和6年4月3日付けで補助金額200,000円が交付決定された。その後、A者は実績報告書において対象経費466,980円を報告したが、最終的な補助確定額は対象経費の2分の1である233,490円ではなく、交付決定時と同額の200,000円であった。補助金額の確定にあたっては、A者が実績報告書に記載した200,000円をもって確定額としていたものだが、本来であれば、予算の範囲内で変更交付申請を促すなどの対応も考慮されるべきであった。

今後は、実績報告書の内容を十分に確認し事務処理を行うこと。

■措置内容

酒田市補助金等交付規則(平成17年規則第53号)第8条において、補助事業者は、補助事業の内容又はこれに係る経費の配分を変更しようとするときは、補助金等変更交付申請書により、あらかじめ市長の承認を受けなければならないとされている。

今回の案件は、上記申請書により、あらかじめ市長の承認を受けることなく事業を完了し、補助事業等実績報告書により市長に報告していたもの。補助金の交付額には変更がなかったため、事業者判断で変更交付申請を行わなかったと思われ、補助金の交付は申請によるものであることを考慮すれば、実績報告がなされた結果を受けて補助金を確定したことは、事務としては適正であると考ええる。

一方で、補助金等変更交付申請書により、あらかじめ市長の承認を受けていれば、33,490円上乗せして交付を受ける可能性もあったことを考慮すると、なお事務の改善ができる余地はあると考ええる。

今後は、これまでと同様、事業者に寄り添った対応を心掛けつつ、補助金等交付申請書の提出時点において、事業費の変更があり補助金等の額に変更が見込まれる場合は、補助金等変更交付申請書を提出することを説明し、また、事業の進捗状況を適宜把握するなど、事務の改善を意識するよう、課内で確認した。